

住宅状況調査技術者について

- 令和3年度あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第23条第1項に規定する「県が別に定める技術者」については、国土交通大臣が登録した講習実施機関による既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士のうち、秋田県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する技術者とします。
 - 既存住宅状況調査技術者講習を修了した技術者については、下記の国土交通省ホームページに掲載されている「既存住宅状況調査技術者検索ページ」より確認くださるようお願いいたします。
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspection.html>
 - なお、住宅状況調査の依頼先（調査技術者）に関する相談は、下記にお問い合わせください。
当分の間は、一般社団法人秋田県建築士会を通じ、各地域において、調査実績等のある技術者複数名を斡旋できるよう調整しております。具体的な依頼先が決まっている方以外は、秋田県建築士会に相談のうえ、依頼する技術者を決めていただくことをお勧めします。
- ※ 当分の間、住宅状況調査の依頼先（調査技術者）に関する相談は、
「一般社団法人 秋田県建築士会（電話 018-827-3718）」
にお問い合わせください。
- 状況調査に要した経費は、リフォーム等工事が補助対象の場合、その補助に追加して申請することができます（調査を行った場合でも、リフォーム等工事を行わない場合は、補助申請の対象にすることができません）。
 - 補助金交付申請予定者と調査技術者との契約は、直接交わしていただきます（県、各市町村及び建築関係団体は関与しません）。補助事業該当の有無に関わらず、業務契約に伴い、調査費用の支払い義務が生じますので、ご注意ください。

○ 住宅状況調査に要する経費の調査補助対象額の上限等について

- ① リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションに要する費用 (補助対象額の上限：15万円/戸)
対 象 知事が指定した技術者が実施する住宅状況調査で、所定の報告書の作成に要する費用
必要書類 (交付申請時) **現況検査チェックシート又は状況調査書**の写し、技術者所属の建築士事務所登録証の写し
(完了報告時) 領収書等の写し (技術者が所属する建築士事務所発行のもの)
- ② リフォーム工事の履歴情報の作成に要する費用
イ) 指定技術者によるリフォーム計画の作成費用 (補助対象額の上限：6万円/戸)
対 象 リフォーム計画 (工事の内容) 等の内容を確認できるようにするための図面の作成に係る費用
必要書類 (交付申請時) **図面**の写し
(完了報告時) 領収書等の写し (技術者が所属する建築士事務所発行のもの)
- ロ) 指定技術者によるリフォーム計画の評価基準への適合性確認等に係る費用 (補助対象額の上限：6万円/戸)
対 象 リフォーム計画の内容説明書の作成費用
必要書類 (交付申請時) **内容説明書**の写し
(完了報告時) 領収書等の写し (技術者が所属する建築士事務所発行のもの)
- ハ) 指定技術者によるリフォーム工事結果の評価基準等への適合性確認に係る費用 (補助対象額の上限：6万円/戸)
対 象 現地において、工事結果が図面及び内容説明に適合していることを確認するための費用
必要書類 (完了報告時) **現地確認報告書**の写し、領収書等の写し (技術者が所属する建築士事務所発行のもの)
- ③ 指定技術者による維持保全計画の作成に要する費用 (補助対象額の上限：3万円/戸)
対 象 維持保全計画書を作成するための費用
必要書類 (交付申請時) **維持保全計画書** (部位ごとの対象事象および点検の時期等、評価基準や増改築認定基準で必要とする内容が示されたもの、書式任意) の写し
(完了報告時) 領収書等の写し (技術者が所属する建築士事務所発行のもの)

※ すべての調査項目を活用した場合

(各項目補助対象額の上限：15 + 6 + 6 + 6 + 3 = 36万円/戸) × (補助率：3/10) = 10.8万円/戸
(上限額 10万円/戸)